

令和7年  
第1回立川市農業  
委員会総会議事録

立川市農業委員会



## 令和 7 年第 1 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 7 年 1 月 24 日 ( 金 ) 午後 3 時  
会場 立川市役所 210 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - ( 1 ) 事務報告
  - ( 2 ) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
  - ( 3 ) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事  
議案第 1 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他  
( 1 ) その他
- 6 閉会

令和 7 年 第 1 回 立川市農業委員会総会

令和 7 年 1 月 24 日 (金)

立川市役所 210 会議室

議席	氏名	議席	氏名
1 番	鈴木 豊君	10 番	鴻地 文武君
2 番	嶋田 貞芳君	11 番	岩崎 紗矢佳君
3 番	高杉 晋一君	12 番	
4 番	内野 智行君	13 番	宮岡 広行君
5 番	橋本 良子君	14 番	田中 佐一君
6 番		15 番	清水 茂男君
7 番		16 番	川野 進君
8 番	横幕 玲子君	17 番	岡部 良己君
9 番	森谷 一郎君		

事務局職員

局長 井上 隆一君

次長 八谷 俊太郎君

係長 熊谷 寛君

主事 小林 史弥君

午後 3 時 00 分 開会

議長 皆さん、改めまして、こんにちは。昨年は、皆さんにいろいろ協力していただきましてありがとうございます。また、本年もどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

1月は行事自体はそんなには少なかったと思いますが、これから2月は農業者大会、また振興会議との合同視察などいろいろ行事が迫っておりますので、また来月はお忙しいかと思いますけれども、御協力お願ひしたいと思います。

今、本当にこの寒さ、また雨が降らないような影響で野菜のほうも非常に高値が続いている最中でございます。またそういう中で、農家の皆さんも忙しいとは思います。私たち農業者も物価高というか肥料のほうも非常に高くなったり、資材が高くなっているということで、たまにはこのように野菜のほうも高くなくては経営的にも厳しいのかななんて思っております。

今後も高値が続くというより野菜の安定した価格が続けばもっといいのかななんて思っておりますので、私たち農業委員会としましても、東京都にもそういった要望とかも、東京都の常設委員会でも資材等の、また肥料等のそういった助成についても要望を出していきたいと思っておりますので、また今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまより令和7年第1回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立しております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名です。

今回は、8番の横幕委員、9番の森谷委員にお願いしたいと思います。

それでは、(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第7

号の規定による届出が 5 件、（3）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 1 件、一括して事務局より説明をお願いします。

局長 それでは、初めに報告事項、（1）事務報告を行わせていただきます。

恐縮でございますが、着座の上、御報告申し上げます。

1 月 7 日（火）、北多摩地区農業委員会連合会の理事会が開催されまして、会長、事務局が出席いたしました。

1 月 9 日（木）、都市農地等の保全に向けたワークショップが開催されまして、事務局が出席いたしました。

1 月 16 日（木）、地域計画の説明会が開催されまして、会長、職務代理、岡部委員、川野委員、事務局が出席いたしました。

1 月 17 日（金）、東京都農業会議常設審議委員会が開催されまして、会長が出席なさいました。

委員会といたしまして、1 月 15 日（水）に 1 月の総会に向けた現地調査を、24 日（金）午後 3 時より第 1 回総会、終了後全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

1 月 29 日（水）、北多摩西部地区農業委員会検討会が開催されまして、会長、職務代理、事務局が出席を予定してございます。

2 月 12 日（水）、東京都農業会議常設審議委員会が開催されまして、会長が出席なさる予定でございます。

2 月 13 日（木）、北多摩農業委員会優秀農業経営者表彰式が開催されまして、会長、田中委員、事務局が出席を予定しております。

2 月 20 日（木）、第 66 回東京都農業委員会農業者大会が開催され、農業委員、事務局が参加を予定しております。

委員会といたしまして、2 月 20 日（木）、午後 6 時より顕彰事業受賞者の祝賀会をホテルエミシア東京立川で行います。

また、2 月 14 日（金）に 2 月の総会に向けた現地調査を、

25日（火）午後3時より第2回総会、終了後全員協議会を開催いたします。

報告事項、（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項、（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出5件について御報告申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1件目、農地の所在は富士見町一丁目1筆。地目は登記簿上が畠、現況は宅地。面積は126m<sup>2</sup>。転用目的は事業用地でございます。

2件目、農地の所在は西砂町一丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は316m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

3件目、農地の所在は砂川町四丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は502m<sup>2</sup>。転用目的は駐車場用地でございます。

4件目、農地の所在は砂川町四丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は312m<sup>2</sup>。転用目的は駐車場用地でございます。

5件目、農地の所在は西砂町六丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は629m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ、周辺略図を御参照いただければ幸いでございます。

続きまして、報告事項、（3）農地法第5条第1項第6号の規定による届出1件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。農地の所在は砂川町八丁目の1筆。地目は登記簿上が畠、現況も畠。面積は2,250m<sup>2</sup>の内478.8m<sup>2</sup>。転用目的は事業用地でございます。

こちらは公共工事における貸借の一時転用となっております。周辺略図を御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告のありました件について、何か御質問がありましたらお願ひしたいと思います。

田中委員、お願ひします。

14番 第5条関係ですけれども、一時転用、工事を前に通つたらやつてたんですが、掘削を、それで一時転用、元に戻すときは今掘削したところを元に戻すというような条件なんですか。

議長 事務局、お願ひします。

係長 こちらの件につきまして、御報告申し上げます。

転用の手続、届出が出ました際に、工事が終わり次第、元の状態に戻していただくという条件で一時転用していただくことで届出は受理させていただいております。また、元に戻した状態の写真を撮影していただきまして、そちらの提出をしていただき、現況が畑、元に戻った状態になることを確認させていただくことになっております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

田中委員、よろしいでしょうか。

14番 了解です。

議長 そのほかございますか。

私のほうから、これは全然そんな問題ではないんですけども、ちょっと聞きたいので、農地法第4条の1番のこの方の施設ということで、鉄筋2階建て自動車教習所関連の施設、コース等と書いてあるんですけども、ここは教習所か何かですか。そんな大きな問題ではないんですけども。

次長 次長のほうから回答させていただきます。

こちらの場所につきましては、西側の用地、商業施設があつた場所になるんですけども、こちらも含めまして、自動車の教習施設になるということで、対象になる方は高齢者向けのということで話を聞いているところでございます。

議長 ありがとうございます。

そのほかはございませんか。

岩崎委員、お願いします。

11番 一時転用のことなんですけれども、これは期間はどのくらいのものなんですか。あるいは工事が伸びた場合、転用期間も伸びたりするものなんでしょうか。

係長 こちらの一時転用なんですが、工事の期間につきましては1月8日から3月7日を予定しているということでございます。一時転用として受けさせていただくものにつきましては、農地法の転用の処理の基準のほうで、原則3年以内の期間ということで定められておりますので、その期間で一時的に転用したものとして受けさせていただいております。

また、工事につきましては、あくまで予定ということで、もう少し短くなる可能性があるということで、話を伺っております。

11番 追加で質問なんですが、そうするとその農地法の処理基準に、一時転用というのは3年以内というのは私も見たことがあるんですけども、そうするとここで言う工事は2か月程度で終わる可能性があるかと思うんですけども、それをもっても2か月で終わる工事のために3年間の一時転用をするという、これは許可ではないので届出なのであれなんですかと、そうすると写真を後からもらうということでしたけれども、戻りました、いつ戻しましたかという、その写真はいつもらうんだろう、転用期間が終わった後もらうんだと思うんですけどもどういうあれなんですか。

係長 こちらの書類のほうを受理させていただく際に、工事が終わりましたら、速やかに元に戻した状態の写真をこちらのほうに提出をお願いしております。転用の期間、こちらのほうはいつからいつという形であくまで工事の期間で、受理の手続の際には工事期間という形で日程のほうにつきまして確認させていただいていまして、そちらの工事が終わり次第、速やかに元に戻してくださいという位置付けで受理をさせていただいているということです。

11番 今回の業者さんは大丈夫だと思うんですけれども、例えば工事が終わった後、転用したものを元に戻さないような悪徳業者がいた場合に、工事が終わったんだから戻してくださいよと行政指導をしても、いやいや転用期間は3年間あるよねということで逃れられてしまうという、そういうことを気にしての質問なんですけれども、今回については工事が終わった後に速やかに元に戻してあるか確認するという、そういう趣旨で、それで直さなかつたら行政指導をしていくという、指導をしても直らなかつた場合には現状回復命令は出せるものなんですか。

ここで結論までお聞きするつもりはないんですけれども、最近転用の現状回復命令の事例というのを幾つか、東京都ではないんですけども見まして、転用した後、約束どおり戻さない、一時転用でその後に戻さないという事例を幾つかちょっと見ておりまして、そのときには最終的には現状回復命令という行政処分を出すことになると思うんですけども、今回の場合でいたら、転用期間が3年間というふうになっているとしたら、3年後の転用期間が切れた後にしか現状回復命令を出せないのでしたら、それはあまり意味のないことだと思ったので、今回は直してくれると思いますけれども、もしも直さなかつた場合とか、そういうところでどういう見通しを持っているのかなという質問でした。

この場で結論が欲しいというわけではございません。問題提起という趣旨でございます。

局長 今、岩崎委員がおっしゃった内容でございます。3年間という期間の中で許されているものですから、その事業者さんが3年間あるでしょうと、その中で直しますよというふうな対応をするとすれば、それはあまり意味のないようなことになります。

それも逆に不利益になりますので、周辺の不利益になりますので、それを速やかに社会通年上、それを放っておく、3年ということがあるにせよ、そのまま放っておくのはよろしいことではないので、その行政指導というような形で、まずは指導を

する。

それでなにゆえに指導をするのかと言われたときには、周辺環境をしっかり改善してください。現状回復してくださいというようなことでお願いをして、それでも直らなければ、今度は処分という話になりますけれども、それは法律的なところがあるので、逆にどこまで市のほうが関われるのか、そこは押し通せるのかどうかというところは実際にいろいろ法務のところと相談しながらやっていくんだろうと思いますが、ただそのまま放置をしていくというところは多分行政としてはないだろうというふうに思っているところでございます。

11番 承知しました。ありがとうございます。

議長 よろしいですか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了いたします。

次に議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について6件を議題に呈します。

今回の現地調査では、件数が多かったため、2班に分かれて調査を行いました。後半の4番以降の補足説明は職務代理にお願いしたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

次長 議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明につきまして、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

議案第1号につきまして、農地相続人の住所・氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を鈴木会長、嶋田職務代理、宮岡委員、田中委員、川野委員、岡部委員、内野委員、横幕委員、岩崎委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

議案第1号の1、幸町四丁目の1筆になります。略図1を御覧ください。

略図1は砂川八番の東、五日市街道の北に広がる農地で、ニンジンやネギ、ブロッコリーなどの野菜のほかブルーベリーも

生産されておりました。また、今後の夏野菜生産のため緑肥の作付けもされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認でてきております。

続いて、議案第1号の2、富士見町三丁目の1筆になります。略図2を御覧ください。

略図2は富士見町団地の北に広がる農地で、ブドウやブルーベリーを中心にルッコラなどの野菜も生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認でてきております。

議案第1号の3、一番町二丁目の1筆と三丁目の1筆になります。略図3を御覧ください。

略図3は天王橋交差点の西、西武拝島線北に広がる農地となります。北側の農地は、先月、都市農地貸借円滑化法による農地の貸借が決定したところとなり、今後生産が始まる見込みとなっております。南の農地につきましては今後の作付けのため、耕うんをされておりました。なお、こちら農地につきましても、現在借りたい方の希望がありまして貸借の相談を進めているところとなります。どちらも肥培管理は良好で、境界も確認でてきております。

議案第1号の4、西砂町一丁目の2筆となります。略図4を御覧ください。

略図4は西武立川駅の西、五日市街道の南に広がる農地で、梅や栗、柚子などの果樹のほか、今後の露地野菜の作付けのため、耕うんをされておりました。畑の中の2か所、猶予地から除いている箇所は、1箇所は大きく成長した植木1本分、それから大きな四角のところは養鶏所となります。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第1号の5、西砂町三丁目の1筆になります。略図5を御覧ください。

略図5は立川市の西端、横田基地に隣接する農地で、栗の生産をされておりました。植え付けから40年近く経過し、大きく成長しておりますが、剪定も適正に行われており、また木の更新もされておりました。隣接する国有地から葛のつるが伸び

てきたり、ごみの不法投棄に悩まれているとのお話をいただいております。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第1号の6、砂川町二丁目の3筆と三丁目の5筆、七丁目の1筆、及び八丁目の4筆の計13筆となります。

まずは、略図6-1を御覧ください。

略図6-1は砂川三番交差点の西及び南に広がる農地となります。北側の自宅裏に広がる農地ではソヨゴやモミジ、オリーブなどを生産されておりました。南側の農地ではハナミズキや桜が生産されておりました。どちらも肥培管理は良好で、境界も確認できております。

申請者より畠内の市所有水路跡地について、もし払下げを相談する場合はどこかという御質問をいただきましたので、後日事務局で確認いたしまして、道路課へ御相談いただけるようお伝えしております。

続いて、略図6-2を御覧いただけたらと思います。

略図6-2は砂川三番の北、西武拝島線を挟んで4か所に農地が点在しております。南西の農地ではシラカシやハナミズキが生産されておりました。北西の農地でもハナミズキを中心に生産されておりました。その東の農地ではコニファー、山桜、ソメイヨシノなどを生産されておりました。一番東の農地ではモクレンやソメイヨシノなどを生産されておりました。

経営の特徴として、申請者は多品目の桜を常に生産し「あそこに行けば桜について何とかなる」と思われていることが強みであるとおっしゃっておりました。どこも肥培管理は良好で、境界も確認できております。

なお、北西の特例農地内に市のマンホールが設置されておりまして、その経緯について事務局に確認の依頼がございました。事務局で状況確認いたしましたところ、下水道管理課のほうで管理をされているということでした。

こちらのマンホールの設置の経緯については畠の前の都道に下水道本管を敷設する工事の際に、隣接する畠の所有者に対し

て、今後の開発の意向や可能性を確認させていただきまして、希望された方については本管と一体の工事として、無償で下水道の枝管を敷設したことです。

また、こちらの枝管に関して、もし今後撤去を希望する場合については農業者の自己都合となるために、撤去費用は本人負担になるとのことでございます。

このマンホールについては特例農地内にあるため、移設撤去の検討を行いつつ、少なくとも次の相続時には除くようにお伝えをしているところです。

議案第1号については、以上でございます。

議長 ありがとうございました。

それでは、議案第1号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いします。

まず初めに、宮岡委員、お願いします。

13番 この方は、畠に行きました、肥培管理もちゃんとしていましたし、事務局が言ったように、ニンジンとブロッコリー、ちょっとブロッコリーは発育が、種をまいたときにちょっと駄目になっちゃって、何回もまいたとかおっしゃっていたんですけども、キャベツとかもやっていましたし、ブルーベリーも植えていて、境もしっかりしていたので問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

横幕委員、お願いします。

8番 今、事務局と宮岡委員さんがおっしゃったとおりで補足することはできません。よく管理されていて問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。

続きまして、2番です。田中委員、お願いします。

14番 この方の畠のほうは、ブドウとブルーベリー、行ったときはブドウのほうの剪定が終わっておりまして、液肥をまくと言っていましたので、どういうふうにまくのかなと思ったら、モグラの跡のほうに、雨が降った後に液肥をまくと言っておりました。あまり液肥というか肥料をあげ過ぎるとブドウにはよく

ないと言っていました。

大きな木があったんですけども、その木は何かと聞きましたら、梨の木があったそうです。親が結構立派な方で、試験場の先生から先生、先生と呼ばれている方だったので、梨のほうは親以上に梨はできないから、自分はブドウでやっていると言っていました。

特に、畠のほうは問題ありません。

以上です。

議長 続きまして、横幕委員、お願いします。

8番 今、田中委員さんがおっしゃいましたが、モグラファミリーを利用した液肥効果を挙げる、そして農薬を極力抑えた方法ですとか、それからハクビシンが来るので、その進路を研究して入口のところに臭い袋を下げるとか、そういった環境負荷の少ない方法をいろいろ研究されていて、消費者としては非常に興味のあるところでした。問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、3番を嶋田職務代理、お願いします。

2番 この方ですけれども、先ほど事務局のほうから報告があったように、北側の自宅裏の農地については貸借が始まっています。それと南側の西武線の脇のところですけれども、ここのことについても一応貸借の希望が出されていて、一応今、マッチングの準備を進めているということでした。

というような状況で、作物は作っていませんでしたけれども、草とかそういうものの管理のほうは取りあえずできているので問題ないかなと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

11番 嶋田職務代理がおっしゃるとおり、一応管理はできているということなので、今後の貸借に期待したいところでございます。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、4番、川野委員、お願いします。

16番 4番ですけれども、この方は烏骨鶏を中心に販売しております、今回は畠なんですけれども、畠のほうは事務局から御説明があったとおり、栗、梅等が植わっております。

ここで後継者の方が手伝うようになっておりまして、これから頑張っていただければと思います。特に、境界等は問題ありませんでした。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

11番 肥培管理のほうは問題ありません。

質問があるんですけれども、現況農地で管理は十分にされているんですけれども、地目が墓地の場合は農業委員会として積極的に地目変更、地目と現況を合わせるような、そういう指導をしていくべきかというところが、ちょっと迷いがあるんですけれども、上部機関の通達などを参考に、今回については直せるなら直したほうがいいんじゃないですかと、もちろん大原則として現況と地目は一致させるということが大原則ではあるんですけれども、農業委員という立場として、それをより指導していくのかというところが、ちょっと皆様にお聞きできればと思います。

今回については畠の真ん中に地目、墓地の部分があるので問題ないと思うんですけれども、要はその墓地の部分だけ仮に所有権移転の売買契約を結んで、法務局に持っていくかと、法務局は地目が墓地であって、農地だというところに気づかなければ、そのまま3条許可などがなくとも通しちゃう可能性はあると思うんですよね。そのところにリスクがあるからできるだけ現況と一致したほうがいいというようなことを以前農業会議の研修で聞いたと思いますけれども、そういう前提の下で、現地調査のときにどれだけ立ち入るのか、お金がかかったりもしますので、そのところはちょっとどういうスタンスなのか

を教えていただきたいと思います。

議長 立川でも、うち墓の跡のところが何か所も現在もあります。その中で農地に変えられた方も結構たくさんいらっしゃいます。

ただし、やはり墓地を農地にする場合、手続が大変だということも、手続上はちょっと分からんんですけど、細かいことは、大変だからということでなかなかできないという話をよく言われていました。

ただ、農業委員会としましても、できれば農地のほうに転用していただいたほうがいいですよぐらい、それ以上は積極的には基本的には指導はしないし、恐らく今までそういった積極的に指導はしてなかつたと思います。

あと手続上、ちょっと事務局から教えていただいてもいいですか。

11番 私の認識で補足いたしますと、本当に墓地、本当にそこにお骨が埋まっている、本当の墓地をやめて農地にするときはやはり骨を動かすことがあるので、墓地埋葬法、墓埋法の手続なんかで、要は墓じまい的なものをちゃんと行政としてやらなきや、衛生面も含めてだと思うんですけれども、現況はそれはもう終わっていて、現況は農地になって墓じまいは終わっている、ただ地目だけが墓地になっているという状態のところを地目変更するのはそんなに大変なことなのかどうか。法務局で、お金はかかるかもしれません。法務局のお金はかかるけれども、行政手続上、そんなに難しいものなのかというところをちょっとお聞きしたいんですけれども。

主事 今、御質問いただいております地目が墓地で残っていて、現状農地として使用されている箇所についてでございます。実際に岩崎委員がおっしゃっていただいたように、農地の取扱いについては現況主義というところがございますので、実際に地目問わず現況が農地ということであれば、農地台帳の登録であったり、またそれに準じて生産緑地、納税猶予の制度、そういったところの手続につながるということでございます。

その中で、実際にその墓地が現状は農地として使用されてい

るわけで、そこの登記地目の変更の手続につきましては、ちょっとこちらの確認をさせていただければと思います。現状ちょっとそういった手続にかかるお手間であったりとか、金銭的な負担の部分、そういった部分については承知してございませんので、一旦事務局にて預からせていただければと思っております。

11番 お願いします。去年私が農業会議の研修で、登記地目と現況をなるべく合わせるようにみたいな、法務局の要請があったが、あまりされていないから、さらにもう一回確認しなさいというような通知を研修で見たような覚えがあるんですよね。それを持ってくればよかったですけれども、そのところも含めて、墓地は例外なのか、対象は宅地なのかというところもあるので、そこと合わせて確認をさせてもらえたなら、今度、はっきりするかなと思います。

議長 今後の調査の中で、やはりこれは積極的に言っていいものかどうかというところもあると思うんですけども、本来は言わなくちゃいけないかなと思うんですけども。

11番 法務局の人だったら言わなきやいけないと思うんですよね。農業委員としてやるかどうか。要は人によって言って、人によって言わないというのを避けたいという趣旨です。

局長 今、岩崎委員からのお尋ねでございます。原理原則としては、やはり登記と現状を合わせるというのが原則だと思います。ただその原則的なところのお話は、やはりする必要があるのかなというふうには思います。ただその現状をしっかりとそれに合わせていくという、この手法がそれが経済的な負担であったり、あるいは申請にかかる時間であったり、先ほど墓地埋葬法の話が出てまいりました。実際に、お骨が埋葬されている場合にはそこの衛生面も含めましてしっかりとそこを処置した後に戻さないといけないという非常に大きな手間がありますので、簡単にそれを戻すというのはなかなか難しいかなと思いますが、現状としてはもうそこのお骨もない。農地として普通に使っているんだけれども、登記簿上のところが違うということなので

あればそれはやはりそのように現状としては直していただくのが原則なので、御検討ください、なりのお話をすることも必要なのかなというふうに、事務局では考えております。

以上でございます。

議長 ということで、あった場合は指導としては農地に転用してくださいというふうな指導ぐらいでいいのではないかと思いまして、それを委員皆さんに共有していただいたほうがいいということです。

11番 どちらかで統一してほしいです。

議長 そういうことですね。分かりました。

今、4番までいったから、岩崎さんまでいったので、5番ですね。

5番を岡部委員、お願いします。

17番 こちらは栗園がありました。伺った日には、落ち葉を集め堆肥づくりをしておりまして、あと込み入った枝を落としたりの作業をしておりました。大変きれいに管理されておりまして、3年前の調査のときも私も立ち会ったんですけども、そのときに面積からいってかなり栗があるから、少し自家用だけではなく販売も考えたらと言われたことを本人は気にしておりまして、今回、近隣の酪農さんがアイスクリームを始めまして、一部試験的に施設のものということで利用してもらったのと、あと親族の中に理髪店をやっている方がいまして、そちらでお得意さんに配ったりという活用法をとっているようで、あとは主に自家用ということでございました。

本当にきれいにやっておりますので、畑自体は問題ないと思います。

以上です。

議長 続きまして、岩崎委員、お願いします。

11番 特に補足はございません。

議長 次、続きまして、6番です。

内野委員、お願いします。

4番 この方の畑なんですけれども、境界石も確認できましたし、

肥培管理も良好で、特に問題ありません。先ほどお話にあったマンホールなんですけれども、本人にこの間聞いてみたところ、次回の相続のときに一応特例農地から外すということを言っていました。

以上です。

議長 続きまして、岩崎委員、お願いします。

11番 特に、問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。

それでは、私の担当したのは1番と2番ですけれども、この1番、2番については先ほど委員さんから報告があったとおりで問題はないと思います。

以上です。

それ以降、職務代理、よろしくお願いいたします。

2番 私の担当したところで大きな問題になるところはなかったんですけども、先ほど来から話題に出ているうち墓ですか、その辺の扱いをどう指導していくかということは今ちょっと議論していただいて、できるだけ現況に合わせた地目に合わせてくださいという指導をしていこうということなんですねけれども、詳しいことはその場で説明しなくていいと思いますけれども、きっとそれを変えるための窓口はどこだとか、それぐらいのことはちょっと補足で事務局さんほうで申し訳ないですかとも調べてもらうことが必要なのかなというふうに思います。指導する限りは、一応、やってください、ここへ相談してください、ぐらいのことは言えるように、委員のほうも勉強する必要があるのかなと思いました。

それとあと6の方ですけれども、6-2のところに先ほど来、話になっているマンホールの件なんですけれども、今回は引き続きということで最初のときにここは対象から外れていなかつたので、一応口頭で、今度何かあるときにはという話をその場でしたんですけども、今、内野委員からあったように、次回にはということだったので、これも同じことなんですねけれども、電柱だとか、そういうことに関しても本来は外してもらいたい

ところですけれども、外れてなくて1回目といったら変ですけれども、通っていて引き続きのときには一言、次のときにはちょっと相談してもらって、外す方向で検討してください、ぐらいの話はしたほうがいいのかなというふうに思いました。そんなところですかね。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について、何か質問がありまし  
たらお願ひしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。

議案第1号、引き続き農業経営を行っている旨の証明につい  
て、証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

……全員挙手

議長 ありがとうございました。

全員挙手ということで、証明することに決します。

続きまして、その他で何かございますか。

次長 その他、特にはございません。

議長 ないようでしたら、本日の審議予定はこれで終了でござい  
ます。

次回の農業委員会は2月25日火曜日、午後3時から、20  
8・209会議室で行います。

本日も慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

午後3時42分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員